

社会資本整備審議会建築分科会 アスベスト対策部会（第4回）

平成20年9月1日(月)
16:15～18:00
中央合同庁舎3号館
11階特別会議室

議事次第

1. 開 会

2. 報 告

- (1) 建議「建築物における今後のアスベスト対策について」を受けた対応について
- (2) アスベスト対策に関する調査結果に基づく勧告を受けた対応について
- (3) トレモライト等に係る報道を受けた対応について

3. 議 事

- (1) 建築物におけるアスベスト対策に係る論点について
- (2) アスベスト対策ワーキンググループの設置について

4. そ の 他

5. 閉 会

配布資料一覧

- 資料1 アスベスト対策部会委員名簿
 - 資料2 建議において講ずべきとされた具体的な施策と対応状況
 - 資料3 総務省勧告と対応状況
 - 資料4 トレモライト等に係る報道を受けた対応について
 - 資料5 建築物におけるアスベスト対策に係る論点（案）
 - 資料6 アスベスト対策ワーキンググループの設置について
- (参考資料) 建築物におけるアスベスト対策 参考資料

社会資本整備審議会建築分科会アスベスト対策部会
委員名簿

- (委員) ◎ 村上周三 (独) 建築研究所理事長
○ 久保哲夫 東京大学工学系研究科教授
櫻井敬子 学習院大学教授
矢野 龍 住友林業(株) 取締役社長
- (臨時委員) 青木宏之 (社) 全国中小建築工事業団体連合会会長
坂本雄三 東京大学大学院教授
澤田雅紀 全国建設労働組合総連合工務店対策部長
名取雄司 中皮腫・じん肺・アスベストセンター所長
(医療法人社団ひらの亀戸ひまわり診療所)
藤本昌也 (株) 現代計画研究所代表取締役
野城智也 東京大学教授
- (専門委員) 安達康二 三菱地所(株) ビル管理企画部長
河村 茂 東京都都市整備局市街地建築部長
島田啓三 鹿島建設(株) 東京土木支店・東京建築支店安全環境部担
当部長
富田雅行 ニチアス(株) 執行役員管理本部副本部長
野口貴文 東京大学准教授
本橋健司 (独) 建築研究所材料研究グループ長・建築生産研究グル
ープ長

建議において講ずべきとされた具体的な施策と対応状況

建議「建築物における今後のアスベスト対策について」（平成17年12月）において講ずべきとされた具体的な施策の対応状況は以下のとおりである。

講ずべきとされた具体的な施策	対応状況
(1) 建築基準法による規制	
○アスベスト繊維を飛散させるおそれがないものを除き、全てのアスベスト含有建材の使用の禁止	建築基準法改正により、吹付けアスベスト等の使用等を禁止（平成18年10月1日から施行）
○露出して使用されている吹付けアスベスト等について、飛散防止対策が行われるよう、勧告、命令等を行う制度の整備	
○勧告・命令ガイドラインの整備	(未対応)
○地方公共団体からの相談体制整備	(財) 日本建築センターにおいて「アスベスト相談回答マニュアル」を作成し、地方公共団体等に配布
○定期報告制度の対象となる建築物の範囲の拡大	改正法の施行通知により、特定行政庁に対して対象の見直しの検討を要請
(2) 吹付けアスベスト等の使用実態の把握の推進	
○現在の概要調査の継続と一定のとりまとめの実施	年2回建築物防災週間に合わせてフォローアップし結果を公表
○使用されている部分等の詳細な状況、空調経路等に露出し飛散の可能性のある建築物の実態といった詳細調査の実施	(未対応)
○小規模建築物における吹付けアスベスト等の使用状況調査の実施	今年度効率的な調査方法等を検討予定
○囲い込み等を措置した吹付けアスベストの定期調査報告制度等における調査・把握	建築基準法施行規則改正により、報告事項に「石綿を添加した建築材料の調査状況」欄を追加（平成19年4月1日から施行）
○公共建築物における吹付けアスベスト等の調査結果の公表、計画的な除去	国家機関の建築物等について、平成17年度及び20年度に調査を実施し、結果の公表及び各省各庁への指導を実施
(3) 吹付けアスベスト等以外のアスベスト含有建材の調査研究の実施	
○吹付けアスベスト等以外のアスベスト含有建材の飛散性、含有量等に関する情報収集、室内空気中のアスベストの繊維の濃度の実態調査の実施	吹付けバーミキュライトについては平成18年度に調査を実施、引き続き検討
○アスベスト繊維を飛散させるおそれがあることが明らかになった建材の使用実態の把握と飛散防止対策の検討	
(4) 建築物の解体時の飛散防止対策の徹底	
○労働安全衛生法、大気汚染防止法等の法令遵守の徹底	建設関係団体に対し「建設工事を実施する上での石綿の取扱について」通知
(5) 室内空気中のアスベスト繊維濃度の指標の整備	
○室内空気質の目安としての暫定的な指標の検討	(未対応)

講ずべきとされた具体的な施策	対応状況
(6) 住宅性能表示制度の整備	
○既存住宅の室内空気中のアスベスト繊維濃度の測定結果や吹付けアスベスト等の使用状況を表示する仕組みの整備	日本住宅性能表示基準（告示）改正により、既存住宅に係る表示すべき事項に「石綿含有建材の有無等」、「室内空気中の石綿の粉じんの濃度等」を追加（平成18年10月1日施行）
(7) アスベスト含有建材の除去等への支援	
○適切な除去等の対策を行うための支援制度の整備	アスベスト改修型優良建築物等整備事業を創設
(8) 相談体制の整備	
○「アスベスト相談マニュアル」を作成し、全国の地方公共団体、保健所等に配布するなど相談体制の整備・充実	(財) 日本建築センターにおいて「アスベスト相談回答マニュアル」を作成し、地方公共団体等に配布
○相談に対応する職員等に対し、十分な研修の実施	(未対応)
(9) 台帳の整備等	
○今後の適切な維持管理、除去、解体時の対応等の状況を把握できるような台帳の整備の促進	(未対応)
(10) 専門家・事業者の育成	
○建築士等に対するアスベストの調査方法、除去方法等に関する講習会等の実施	(財) 日本建築センターにおいて技術指針を改定し、指針についての講習会を実施
○住宅生産者に対する法令遵守の徹底	(社) 住宅生産団体連合会においてガイドブックの作成・配布や調査報告の公表、事業者向けのセミナー等を実施
(11) 技術開発の推進	
○アスベスト含有建材を簡易に判別できる方法、室内空気中のアスベスト繊維濃度を簡易に測定する方法、適切かつ安価にアスベストを除去する方法等の技術開発の推進、優れた技術の普及	住宅・建築関連先導技術開発助成事業により民間の技術開発を支援 ※ただし左記の技術については助成の申請実績なし
(12) 建築物の所有者等に対する普及啓発の実施	
○パンフレットの作成、広報等を通じた所有者等への普及啓発	パンフレット「建築物のアスベスト対策」を作成し、地方公共団体、関係団体に配布
○所有者等が吹付けアスベスト等の有無や劣化状況の簡単なチェックを行い専門家に相談する契機となるようなパンフレット等の整備	(未対応)
(13) アスベスト含有建材に関する情報収集及び提供	
○建材メーカーや過去に製造したアスベスト含有建材の種類、名称、製造時期等の情報開示及び建築士・施工者等への周知	石綿（アスベスト）含有建材データベースを整備し公表 ※新たに含有建材が明らかになった場合は追加公表予定
(14) 地震発生後の飛散防止対策の実施	
○建築物の耐震化の促進	改正耐震改修促進法に基づく計画的な取組を推進
○応急危険度判定において、地震により被害を受けた建築物におけるアスベストの飛散危険性の判定を併せて実施することの検討	(財) 建築防災協会において「応急危険度判定にあたってのアスベスト対応マニュアル」を作成

総務省勧告と対応状況

「アスベスト対策に関する調査結果に基づく勧告」（平成19年12月）所見の対応状況は以下のとおりである。

所見	対応状況
1 使用実態調査の充実等	
(1) 使用実態調査における調査対象範囲の設定状況	
<p>総務省及び国土交通省は、使用実態調査において調査対象とされていない建築物及びアスベスト含有吹付け材があったことを踏まえ、アスベスト使用建築物の実態把握を充実させることとし、次の措置を講ずる必要がある。</p>	
<p>①国土交通省は、床面積1,000㎡未満の民間建築物及び平成2年以降に施工された民間建築物について、的確かつ効率的な把握方法を検討すること。</p> <p>②国土交通省は、吹付けパーミキュライト及び吹付けパーライトの飛散性に関する研究を推進すること。また、総務省及び国土交通省は、その結果を踏まえ、飛散させるおそれがあることが明らかとなった場合は、相互に連携して、それらの使用状況の的確かつ効率的な把握方法を検討すること。</p>	<p>○都道府県建築行政担当者会議(H19.12.19開催)で説明。</p> <p>○20年度予算を活用し、把握方法の検討及び飛散性の研究を実施予定。</p>
(2) 使用実態調査における調査対象建築物の選定状況	
<p>国土交通省は、使用実態調査において調査対象建築物の選定が適切に行われていない状況があったことを踏まえ、アスベスト使用建築物の実態把握を充実させることとし、次の措置を講ずる必要がある。</p>	
<p>①都道府県等が把握すべき特殊法人等の建築物の対象範囲を明示すること。また、分譲集合住宅を含めた民間建築物の把握の手がかり等を都道府県等に具体的に情報提供するなど、都道府県等に対する支援に努めること。</p> <p>②民間建築物調査において、その用途・種類を限定したことにより対象となる建築物が的確に把握されなかった具体的事例について、都道府県等に注意を喚起すること。</p> <p>③民間建築物調査において、施工時期等からみてアスベストが使用されている可能性が高い長期間未使用となっている民間建築物についても的確に把握している具体的事例について、都道府県等に情報提供するなど、都道府県等に対する支援に努めること。</p>	<p>○都道府県建築行政担当者会議(H19.12.19開催)で、</p> <p>①対象把握についての具体的な情報提供</p> <p>②的確な把握がされていない事例についての注意喚起</p> <p>③長期間未使用の建築物についての対応に係る情報提供</p> <p>を実施。</p> <p>→特定行政庁(都道府県等)に対し技術的助言をH19.12.28に通知(①についてはH20.6.10に事務連絡により補足)。</p>

所見	対応状況
(3) 使用実態調査におけるアスベスト使用の確認状況	
<p>総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省は、使用実態調査においてアスベスト使用の有無が的確に把握されていない状況があったことを踏まえ、アスベスト使用建築物の実態把握を充実させることとし、次の措置を講ずる必要がある。</p>	
<p>①アスベスト使用の有無についての確認を所有者等に徹底させるよう都道府県等に助言すること。</p> <p>②アスベストが使用されている可能性があるエレベータの昇降路等の建築設備があることを引き続き都道府県等に情報提供するなど、相互に連携して、都道府県等への支援に努めること。</p>	<p>○都道府県建築行政担当者会議(H19.12.19開催)で、都道府県や市町村の広報紙の活用等による周知徹底について指示。 →特定行政庁(都道府県等)に対し技術的助言をH19.12.28に通知。</p>
2 ばく露防止対策等の適切な実施	
(1) ばく露防止対策の実施状況	
<p>国土交通省は、設計図書、使用実態調査等により吹付けアスベスト等の使用が判明したものと及び今後把握されたものについて、所有者等において、その状態等に応じた適切な除去等の措置が速やかに行われるよう、次の措置を講ずる必要がある。</p>	
<p>①除去等の措置の必要性を判断するには、アスベスト粉じん濃度の測定結果のみではなく、劣化状態、使用頻度等を勘案して、総合的に診断することが必要であることを都道府県等を通じて建築物の所有者等に周知すること。 また、建築物室内のアスベスト濃度に関する調査を引き続き実施すること。</p>	<p>○都道府県建築行政担当者会議(H19.12.19開催)で、所有者等に対し濃度測定のみならず総合的な診断が必要である旨周知するよう指示。 →特定行政庁(都道府県等)に対し技術的助言をH19.12.28に通知。</p> <p>○20年度予算を活用し、調査を実施予定。</p>
<p>②アスベスト改修型優良建築物等整備事業に係る補助制度の都道府県及び市町村における創設状況を引き続き把握し、アスベスト除去等の促進に効果を挙げている例を収集し、都道府県等に対して情報提供するなどにより、同制度の創設を都道府県等に働きかけること。</p>	<p>○都道府県建築行政担当者会議(H19.12.19開催)で、自治体に事業創設を働きかけ。 →特定行政庁(都道府県等)に対し技術的助言をH19.12.28に通知。</p> <p>○アスベスト改修型優良建築物等整備事業の補助対象の明確化及び補助金交付申請手続き合理化を実施。</p> <p>○パンフレットを作成(H20.4.25公表)し助成制度等を周知。</p> <p>○特定行政庁へのアンケートにより効果を挙げている事例を収集し、H20.6.10に事務連絡により送付。</p>

所見	対応状況
(2) 吹付けアスベスト等の管理状況	
<p>総務省、厚生労働省及び国土交通省は、相互に連携して、設計図書、使用実態調査等により吹付けアスベスト等の使用が判明したもの及び今後把握されたものについて、所有者等において、その適切な管理が図られるよう、次の措置を講ずる必要がある。</p>	
<p>①総務省及び国土交通省は、定期的観察の必要性について、都道府県等を通じて建築物の所有者等に周知するとともにその具体的な実施方法を提示すること。</p>	<p>○都道府県建築行政担当者会議(H19.12.19開催)で、所有者等に対し定期的な観察の必要性について周知するよう指示。 →特定行政庁(都道府県等)に対し技術的助言をH19.12.28に通知。</p>
<p>②厚生労働省及び国土交通省は、使用実態調査結果等の所有者等における保存の必要性について、都道府県等を通じて建築物の所有者等に周知すること。</p>	<p>○都道府県建築行政担当者会議(H19.12.19開催)で、所有者等に対し調査結果の保存の必要性について周知するよう指示。 →特定行政庁(都道府県等)に対し技術的助言をH19.12.28に通知。</p>
3 届出情報および使用実態調査結果の活用	
<p>厚生労働省及び国土交通省は、アスベスト使用建築物のばく露防止措置の徹底を図る観点から、アスベスト使用建築物に係る情報を的確に把握するため、次の措置を講ずる必要がある。</p>	
<p>①厚生労働省は、都道府県労働局に対し、建設リサイクル法に基づくアスベスト使用建築物の解体作業に関する届出情報の入手を徹底させること。</p>	(厚生労働省)
<p>②国土交通省は、都道府県等に対し、都道府県労働局から民間建築物調査の結果について提供依頼があった場合には、その提供について協力するよう改めて要請すること。</p>	<p>○都道府県建築行政担当者会議(H19.12.19開催)で、労働局との連携について周知。 →特定行政庁(都道府県等)に対し技術的助言をH19.12.28に通知。</p>
4 廃石綿等の排出事業者に対する立入検査の適切な実施等	
<p>環境省は、廃石綿等の適正な処理の推進を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p>	
<p>①廃棄物処理法等の改正によって規制が強化された事項を盛り込んだ立入検査表の案を作成し都道府県等に提示するなどにより、都道府県等に対し、実効性のある立入検査を行うよう要請すること。</p>	(環境省)
<p>②廃石綿等の排出事業者に対する廃棄物処理法等の遵守事項の周知の徹底について、都道府県等に対して必要な助言を行うこと。</p>	(環境省)

トレモライト等に係る報道を受けた対応について

国住指第4102号
平成20年2月26日

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

民間建築物における吹付けアスベストの飛散防止対策等の徹底について

民間建築物における吹付けアスベストの使用実態把握と飛散防止対策については、かねてよりご尽力いただいているところであるが、最近になって、建築物の吹付け材からアクチノライト、アンソフィライト及びトレモライト（以下「トレモライト等」という。）が検出された事案があることが判明し、去る2月6日に、厚生労働省より石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について、別紙のとおり都道府県労働局及び関係事業者団体等に通知がなされたところである。

については、貴職におかれても、下記により必要な措置を講じ、民間建築物における吹付けアスベストの使用実態把握と飛散防止対策に遺憾なきようお願いする。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁に対しても、この旨周知方お願いする。

記

1. 今後実施する分析調査について

平成17年7月14日付け国住指第1049号、同年8月8日付け国住指第1250号等においてお願いしている民間建築物における吹付けアスベストに関する調査（以下、「実態把握調査」という。）の結果報告がない建築物の所有者等に対して、これから分析調査を行う場合は対象をアモサイト、クリソタイル及びクロシドライト（以下、「クリソタイル等」という。）に限定せず、トレモライト等を含むすべての種類の石綿を対象とするよう指導すること。

2. 過去に実施した分析調査について

① すでに分析調査を実施した建築物の所有者等に対して、実施した分析調査がトレモライト等も対象としていたか否かを速やかに確認するよう要請すること。

なお、すでに飛散防止対策を講じている場合は、当該部位について改めて確認する必要はない。

② ①による確認の結果、実施した分析調査がトレモライト等を対象としていないことが

判明した場合は、別紙に準拠し再調査等を行うよう指導すること。

なお、再調査等が必要となる建築物が多数となる場合は、特に吹付けアスベストの劣化・損傷が進んでいる建築物や、使用頻度の高い室等に露出してアスベストの吹付けがなされている建築物の所有者等を優先して指導するなど、計画的に対応すること。

3. その他

1. による調査又は2. ②による再調査を実施した建築物の所有者等に対して、調査の結果を適切に保存するよう指導すること。

(別紙)

基安化発第 0206003 号

平成 20 年 2 月 6 日

都道府県労働局

労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部化学物質対策課長

(契印省略)

石綿障害予防規則第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査
の徹底等について

石綿の種類には、アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライトがあることとされ、すべての種類の石綿及びこれをその重量の 0.1% を超えて含有する物（以下「石綿等」という。）を石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）等に基づく規制の対象としているところである。

石綿則第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査（以下「分析調査」という。）については、平成 18 年 8 月 21 日付け基発第 0821002 号「建材中の石綿含有率の分析方法について」（以下「18 年 0821002 号通達」という。）において、JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」（以下「JIS 法」という。）等を示しているところである。

建材等に使用された石綿は、主にアモサイト、クリソタイル及びクロシドライト（以下「クリソタイル等」という。）とされてきたことや、JIS 法の 1. の「適用範囲」において「対象アスベストは、主にクリソタイル、アモサイト及びクロシドライトとする」とされていること等から、分析調査において、アクチノライト、アンソフィライト及びトレモライト（以下「トレモライト等」という。）を対象としていない場合が見受けられるところであるが、最近になって、建築物における吹付け材からトレモライト等が検出された事案があることが判明し、石綿ばく露防止対策等に万全を期す観点から、分析調査の徹底が求められるところである。

ついては、分析調査について、下記のとおり取り扱うこととしたので、貴局管内の作業環境測定機関等の分析機関並びに建築物等の解体等の作業を行う事業者及び関係事業者団体に対し周知を図り、分析調査の的確な実施に遺漏なきを期されたい。

なお、関係事業者団体等に対して、別添のとおり要請したので了知されたい。

記

- 1 分析調査においては、対象をクリソタイル等の石綿に限定することなく、トレモライト等を含むすべての種類の石綿とすること。
- 2 過去に行った分析調査について、クリソタイル等の石綿のみを対象としている場合は、次のとおり取り扱うものとする。こと。
 - (1) クリソタイル等の石綿のみを対象とし、JIS 法による分析調査を行った結果、クリソタイル等がその重量の0.1%を超えて含有しないと判断されたものについては、トレモライト等を対象とし、JIS 法による分析調査を行うこと。
 - (2) 次に掲げるア及びイの分析方法については、クリソタイル等の石綿のみを対象とする方法であり、トレモライト等を対象とする方法ではないことから、18年0821002号通達の記の2の(1)及び平成18年8月21日付け基安化発第0821001号「建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について」の記の1においてJIS法と同等以上の精度を有する分析方法として掲げる方法により、クリソタイル等がその重量の0.1%を超えて含有しないと判断されたものについては、トレモライト等を対象とし、JIS法による分析調査を行うこと。
 - ア 平成8年3月29日付け基発第188号「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法について」(平成18年8月21日廃止済)の別紙「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法」
 - イ 平成17年6月22日付け基安化発第0622001号「建材中の石綿含有率の分析方法について」(平成18年8月21日廃止済)の別紙「建材中の石綿含有率の分析方法」
 - (3) なお、上記の2の(1)又は(2)の場合であって、当該分析調査において実施したX線回折分析のX線回折パターンにおいてトレモライト等の回折線のピークが認められ、事業者が当該分析調査の結果に基づいて、トレモライト等がその重量の0.1%を超えて含有しているとして必要な措置を講ずるときは、改めて分析調査を行う必要はないこと。
- 3 その他
 - (1) 施工された建材(吹付け材を含む)についてトレモライト等を含むすべての種類の石綿が使用されていないことが設計図書等により明らかである場合は、石綿則第3条第2項の規定により、分析調査の必要はないこと。
 - (2) 厚生労働省のホームページにおいて、建材中の石綿含有率の分析方法に関する最新の知見を踏まえ、作成した資料を公表することとしているので、参考とすること。

別添

基安化発第 0206004 号

平成 20 年 2 月 6 日

中央労働災害防止協会会長
建設業労働災害防止協会会長
(社)日本石綿協会会長
(社)日本建設業団体連合会会長
(社)全国建設業協会会長
(社)建築業協会会長
(社)日本土木工業協会会長
(社)日本作業環境測定協会会長
(社)全国解体工事業団体連合会会長
(社)日本化学工業協会会長
(社)日本プラントメンテナンス協会会長
(社)日本ビルディング協会連合会会長

殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部化学物質対策課長

石綿障害予防規則第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査
の徹底等について

石綿の種類には、アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライトがあることとされ、すべての種類の石綿及びこれをその重量の 0.1% を超えて含有する物（以下「石綿等」という。）を石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）等に基づく規制の対象としているところです。

また、石綿則第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査（以下「分析調査」という。）については、平成 18 年 8 月 21 日付け基発第 0821002 号「建材中の石綿含有率の分析方法について」（以下「18 年 0821002 号通達」という。）において、JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」（以下「JIS 法」という。）等があるとされているところです。

これまで建材等に使用された石綿は、主にアモサイト、クリソタイル及びクロシドライト（以下「クリソタイル等」という。）とされてきたことや、JIS 法の 1. の「適用範囲」において「対象アスベストは、主にクリソタイル、アモサイト及びクロシドライトとする」とされること等から、分析調査において、アクチノライト、アンソフィライト及びトレモライト

(以下「トレモライト等」という。)を対象としていない場合が見受けられるところですが、最近になって、建築物における吹付け材からトレモライト等が検出された事案があることが判明し、石綿ばく露防止対策等に万全を期す観点から、分析調査の徹底が求められるところ
です。

つきましては、分析調査について、下記のとおり取り扱うことといたしましたので、傘下
会員に対する周知につき格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 分析調査においては、対象をクリソタイル等の石綿に限定することなく、トレモライト
等を含むすべての種類の石綿とすること。
- 2 過去に行った分析調査について、クリソタイル等の石綿のみを対象としている場合は、
次のとおり取り扱うものとする。こと。
 - (1) クリソタイル等の石綿のみを対象とし、JIS 法による分析調査を行った結果、クリソ
タイル等がその重量の 0.1%を超えて含有しないと判断されたものについては、トレモラ
イト等を対象とし、JIS 法による分析調査を行うこと。
 - (2) 次に掲げるア及びイの分析方法については、クリソタイル等の石綿のみを対象とする
方法であり、トレモライト等を対象とする方法ではないことから、18 年 0821002 号通
達の記の 2 の (1) 及び平成 18 年 8 月 21 日付け基安化発第 0821001 号「建材中の石綿
含有率の分析方法に係る留意事項について」の記の 1 において JIS 法と同等以上の精度
を有する分析方法として掲げる方法により、クリソタイル等がその重量の 0.1%を超えて
含有しないと判断されたものについては、トレモライト等を対象とし、JIS 法による分
析調査を行うこと。
 - ア 平成 8 年 3 月 29 日付け基発第 188 号「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判
定方法について」(平成 18 年 8 月 21 日廃止済)の別紙「建築物の耐火等吹付け材の
石綿含有率の判定方法」
 - イ 平成 17 年 6 月 22 日付け基安化発第 0622001 号「建材中の石綿含有率の分析方法に
ついて」(平成 18 年 8 月 21 日廃止済)の別紙「建材中の石綿含有率の分析方法」
 - (3) なお、上記の 2 の (1) 又は (2) の場合であって、当該分析調査において実施した
X線回折分析の X線回折パターンにおいてトレモライト等の回折線のピークが認められ、
事業者が当該分析調査の結果に基づいて、トレモライト等がその重量の 0.1%を超えて含
有しているとして必要な措置を講ずるときは、改めて分析調査を行う必要はないこと。
- 3 その他
 - (1) 施工された建材(吹付け材を含む)についてトレモライト等を含むすべての種類の石
綿が使用されていないことが設計図書等により明らかである場合は、石綿則第 3 条第 2

項の規定により、分析調査の必要はないこと。

- (2) 厚生労働省のホームページにおいて、建材中の石綿含有率の分析方法に関する最新の知見を踏まえ、作成した資料を公表することとしているので、参考とすること。

建築物におけるアスベスト対策に係る論点（案）

1. 総論

- (1) アスベスト対策の重要性に対する関係者の理解について
- (2) 今後アスベスト対策を進めていく上での関係者の役割分担について
- (3) アスベスト問題についてのリスクコミュニケーションについて

2. 使用実態調査・含有分析

(1) これまでの調査・分析の実績の評価について

- 特に民間建築物の調査の進捗状況について

(2) 調査・分析の方法の確立について

- 書面調査や目視調査の方法について
- 国内で新たに使用が確認された3種（トレモライト、アンソフィライト、アクチノライト）及び国際的に議論になりつつある2種（ウィンチャイト、リヒテライト）の調査・分析に係る知見について
- 建材中の石綿含有分析の方法について

(3) 調査・分析の体制について

- 優先順位をつけた計画的な調査について
- 専門的な技術者の育成について
- 信頼できる分析機関の確保について

(4) 建築物台帳・記録の保存

- 調査の基礎となる台帳の整備について
- 調査時の写真、分析データ、試料等の記録の保存について

3. 除去等における飛散防止対策

(1) 除去等における飛散防止対策について

- 建築基準法、労働安全衛生法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の遵守について
- 除去等工事の技術について

(2) 除去等の体制について

- 信頼できる除去等業者の確保について

アスベスト対策ワーキンググループ（WG）の設置について

昨年12月のアスベスト対策に関する調査結果に基づく勧告（総務省）、今年1月に報道により国内での使用が明らかとなったトレモライト等の新たな課題を踏まえ、建築物における適切なアスベスト対策を推進するために必要な施策について検討を行うため、アスベスト対策ワーキンググループ（WG）を設置する。

WGの主査は名取雄司臨時委員とし、他のメンバーは村上周三部会長と主査で協議し選任する。

WGは、当面来年1月までを目途に検討を行い、1月以降に検討の結果を中間的にとりまとめ、部会に報告するものとし、実態把握の進展に応じて、検討を継続するものとする。